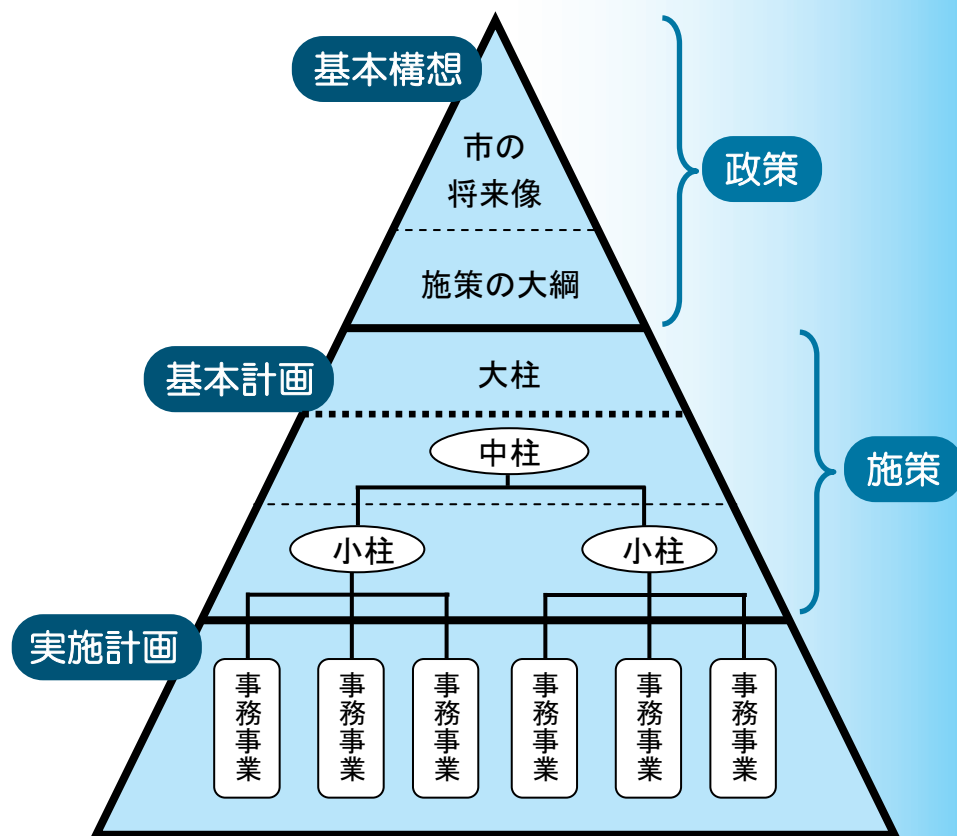


第3部 後期基本計画



【総合振興計画（施策体系）】

基本計画は、基本構想で定める「市の将来像」と「施策の大綱」を具体化するために策定するものであり、「大柱」、「中柱」、「小柱」の施策から成ります。

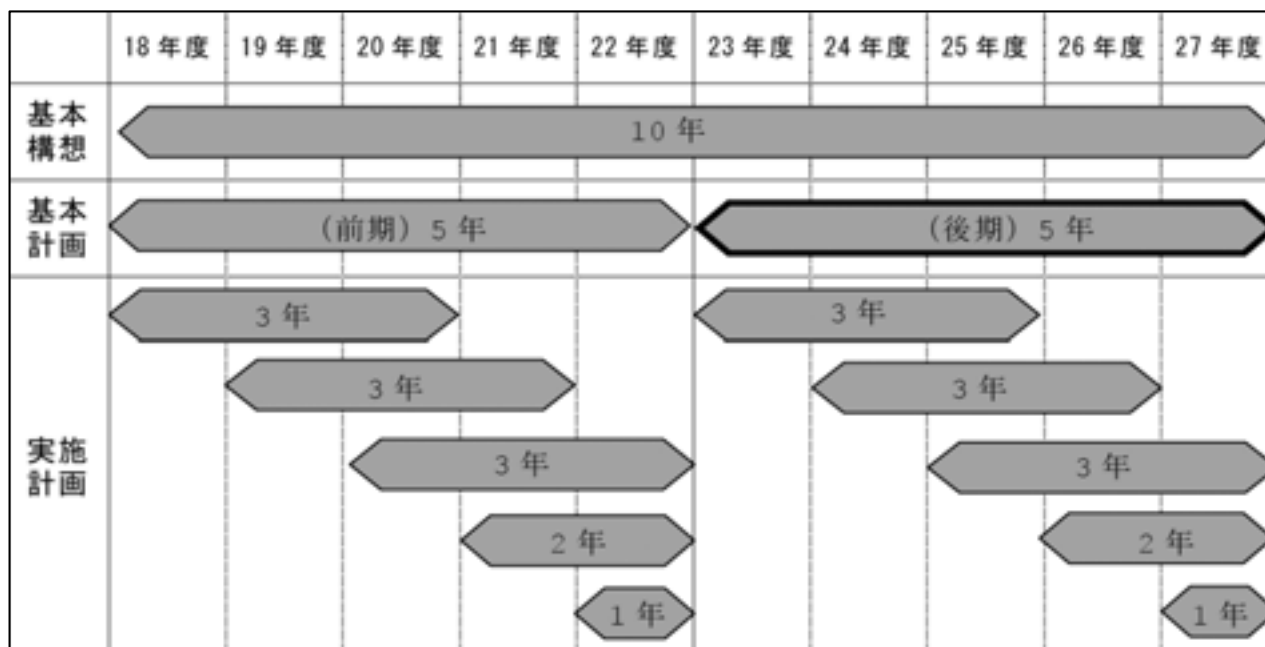
また、基本計画は、実施計画により財源を伴った事業が位置付けられ、その推進が図られます。

序 論

1 後期基本計画策定の趣旨

本市は、平成 18 年 3 月に基本構想、前期基本計画から成る第 4 次朝霞市総合振興計画を策定し、平成 27 年度を目標年度にまちづくりを推進しています。

総合振興計画のうち、平成 22 年度で前期基本計画が完了することから、平成 23 年度を初年度とする後期基本計画を策定します。



2 前期基本計画期間中の社会の潮流の変化

総合振興計画策定時に整理した社会の潮流について、その後の動向を整理しました。

①少子・高齢化

我が国の平成 21 年の合計特殊出生率^{*}は 1.37 であり、低い水準で推移しています。

また、平成 22 年 8 月 1 日現在の年少人口比率は 13.3%、高齢化比率は 23.0%となっており、少子・高齢化が進んでいます。引き続き、少子・高齢化に対応した取組みを推進していく必要があります。

②環境への意識の高まり

国においては、平成 32 年度までに温室効果ガス^{*}の 25%削減を掲げ、環境立国戦略に基づいた取組みを推進しており、この実現のために国民一人ひとりの実践が求められています。

里地里山、河川などとともに、動植物から細菌などの微生物にいたるまで、さまざまな生物が存在し、それらによって成り立っている生態系の豊かさやバランスが保たれている生物多様性^{*}の保全が重要になっています。

③生活の安全への関心の高まり

地震や集中豪雨などの自然災害、児童虐待やDV^{*}などの犯罪など、生活の安全への関心はより一層高まっています。行政による取組みだけでなく、地域コミュニティによる支え合いや見守りなど、地域における取組みの強化が求められています。

④国際化の進展

外国人が暮らしやすいまちづくりや国際交流など、引き続き推進していく必要があります。

⑤情報の高度化

これまでは「IT※」という表記が使われていましたが、「ICT※」へと変更され、これまで以上に電子自治体を目指した取組みが強化されています。

⑥地方分権の進展と市民参画

第1期地方分権改革や国と地方の税財政改革であるいわゆる三位一体の改革が完了し、現在、地方分権改革推進法（平成18年12月）に基づく第2期地方分権改革が進められています。

地方分権改革推進法に基づいて、平成21年11月まで4次にわたる勧告が行われました。

また、これを推進するための取組みとして平成22年6月に地域主権※戦略大綱が制定されました。

一方、平成22年6月に「新しい公共」宣言が公表され、市民が参画した取組みの推進を図ることとされ、新しい公共の一翼を担うNPO※法人の数は、増加傾向で推移しています。

⑦その他の動向

【男女共同参画】

女性の社会参加を促進する一環として、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）憲章（平成19年12月）が制定され、仕事と家庭の両立などを目指した取組みが推進されています。

平成22年12月には、第3次男女共同参画基本計画が閣議決定され、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大をはじめとした15の重点分野が位置付けられました。

また、配偶者等からの暴力が社会問題化しており、DV※の防止対策の強化が進められています。

国際的にみると、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が国連で採択され、国において法整備等を進めてきましたが、まだ多くの課題が残されています。

【成長戦略】

平成20年9月にアメリカの投資銀行の破綻により世界的な金融危機が顕在化し、輸出依存の経済構造となっている日本は大きな影響を受けました。一方、平成22年夏以降には1ドルが90円を割り、輸出関連企業に大きな影響を及ぼしています。

長期的な景気低迷が続く中で、安定した経済成長を目指して、国において新成長戦略（平成22年6月）が策定され、取組みが推進されています。

【福祉制度改革等】

障害者自立支援法により障害福祉が推進されていますが、現在では、その抜本的見直しに向けた検討が進められています。

また、医療制度や年金制度改革に向けた取組みも検討されています。

3 朝霞市の現況と課題

総合振興計画策定時に整理した朝霞市の現況と課題について、その後の主な動向を整理しました。

①朝霞らしさの再確認と創出

彩夏祭については毎年55万人前後の来場者があり、また朝霞ブランド※として商品の認定を行っていますが、今後さらに地域の自然や歴史、文化などを含めて、朝霞らしさの再確認と創出を図っていく必要が

あります。

②地域に合ったコミュニティの形成

自治会加入率は年々減少しており、平成21年度末現在、50%を下回っています。まちづくりに地域コミュニティの果たす役割は大きいことから、加入率の減少傾向に歯止めをかけ、向上に転じさせていく必要があります。

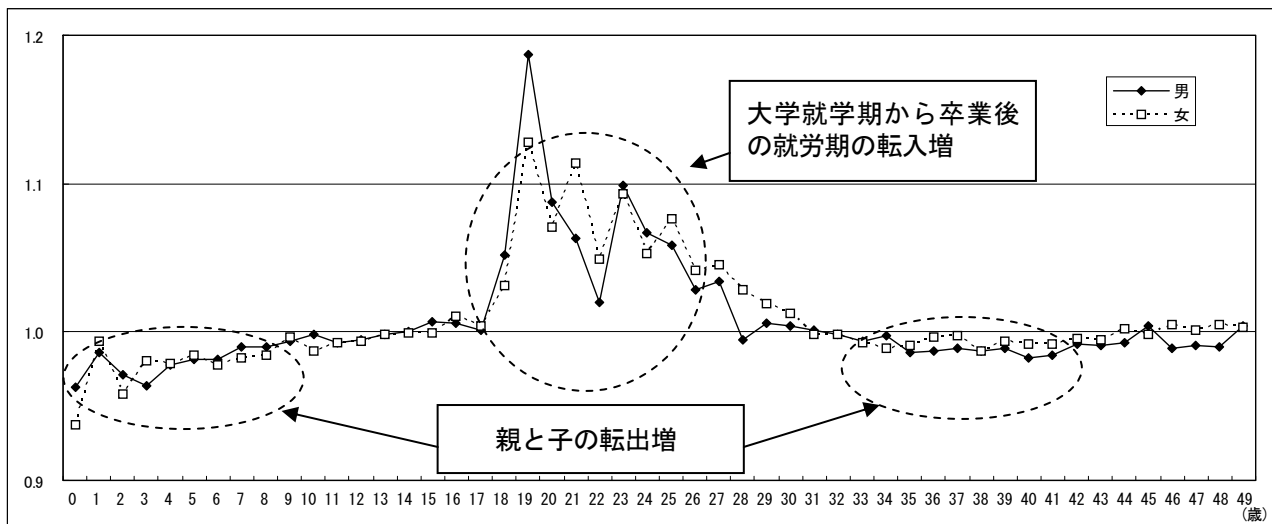
③まちづくりへの市民の参画

平成21年に市民協働*指針を策定し、さまざまなまちづくりの場面において幅広い市民協働*を推進することとしています。今後、行政活動のあらゆる場面で具体的に市民参画を推進していく必要があります。

④子育てニーズへの対応

人口の転入転出状況を移動率からみると、親と子の転出増と、大学就学期から卒業後の就労期の転入増の傾向がうかがえます。子育て支援を推進することによって、特に親と子の転出増の抑制を図っていく必要があります。

図 人口の年齢別移動率（平成18年度から平成22年度までの毎年5時点での平均）



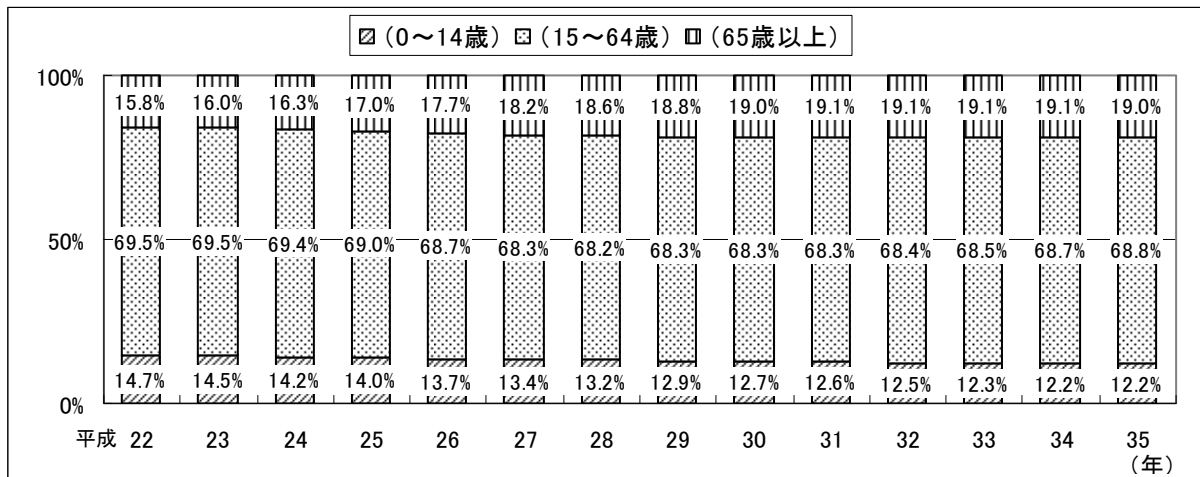
資料：住民基本台帳及び外国人登録

注：図の左目盛は、1.0が転入転出がプラスマイナス0であることを表し、1.0を超える場合が転入増、1.0を下回る場合が転出増を表す。

⑤社会（人口）構造の変化への対応

少子・高齢化は進行していますが、全国平均と比べると年少人口比率の割合は高く、高齢者人口の割合は低くなっています。急激な少子・高齢化を抑制するため、子育てしやすいまちづくりなど若年層の定住促進を図っていく必要があります。

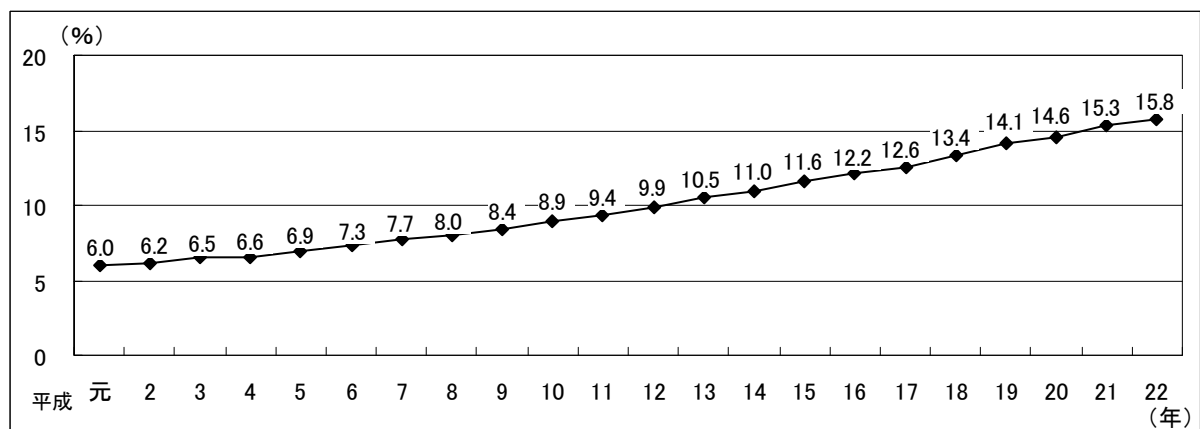
図 年齢別人口（構成比）の推計



資料：住民基本台帳及び外国人登録の総人口をもとにコーホート法で推計した人口推計結果

注：平成 22 年は実績値、平成 23 年以降は推計値

図 高齢化率の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録

⑥自然と調和のとれた都市の形成

本市には豊かな自然が残されており、都市との調和のとれた都市づくりを進めていく必要があります。また、建物の高さ制限を設けるなど、景観に配慮したまちづくりを推進しているほか、黒目川など自然を活かした快適空間を演出し、引き続き、自然と調和のとれた都市づくりを推進していく必要があります。

⑦住宅都市における産業の活性化

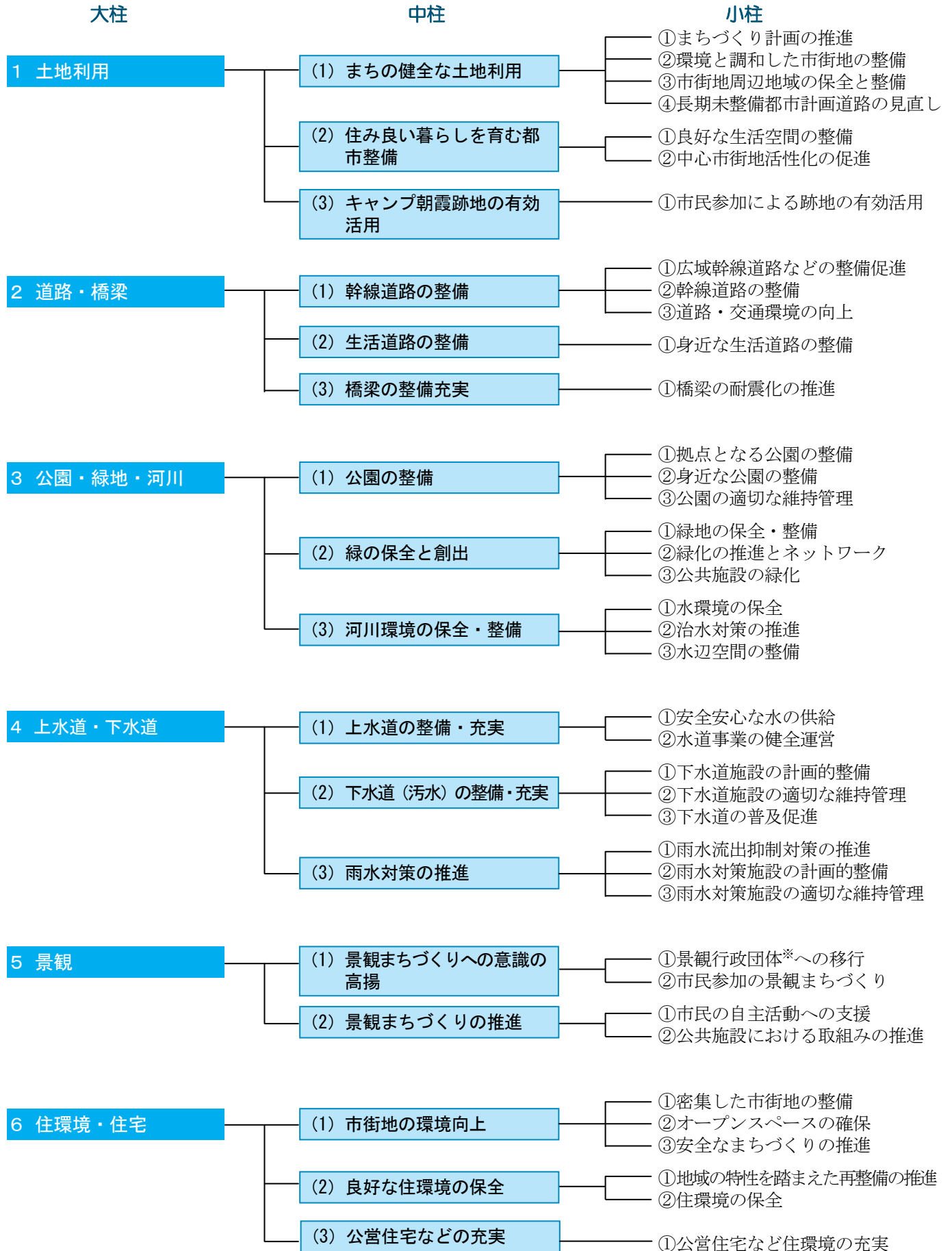
彩夏ちゃんサポート商品券*の発行など商店街振興のための取組みを推進しているほか、景気の低迷が続く中で中小企業支援の充実を図っています。また、都市近郊農業としてさまざまな農産物が生産されており、地産地消*の推進を図っています。担い手育成や創業促進などにより、農商工バランスのとれた産業振興を図っていく必要があります。

⑧計画の推進

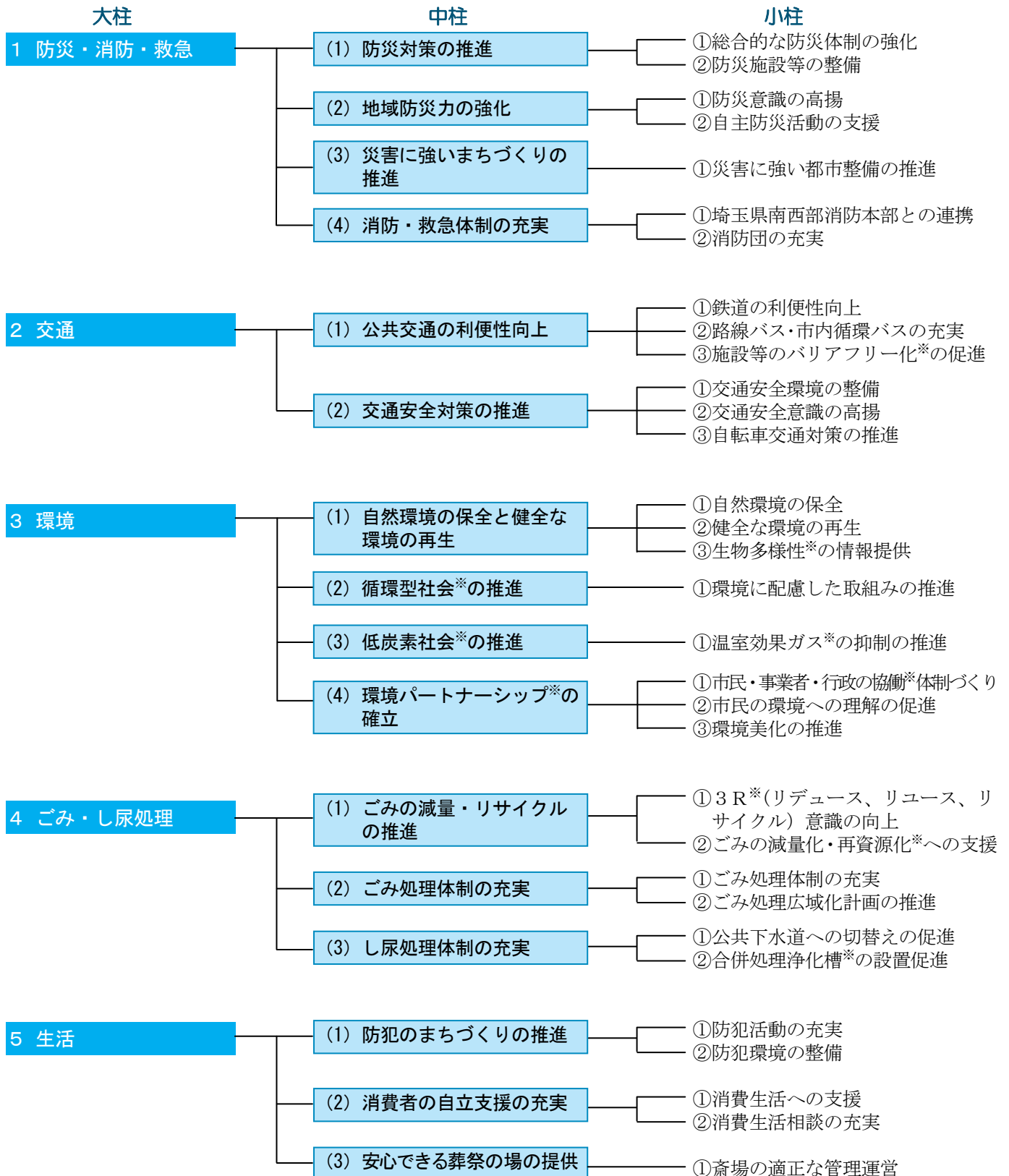
本市では、総合振興計画の推進のため、行政評価制度の構築に向けた取組みを推進してきました。総合振興計画によるマネジメントを徹底するため、PDCA*サイクルの仕組みの確立とともに、厳しい財政状況の中で身の丈に合ったまちづくりを進めていく必要があります。

施策体系一覧

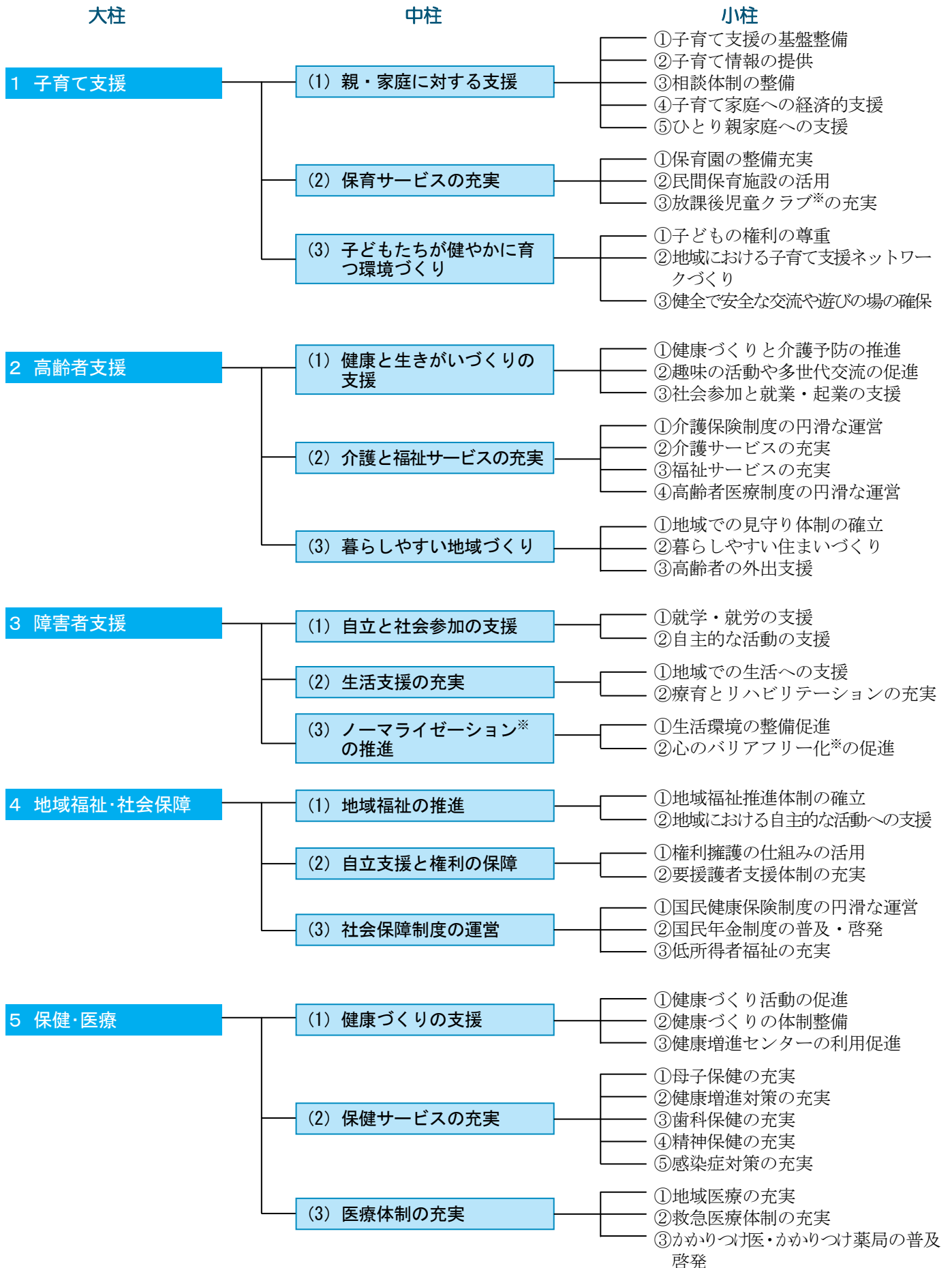
I 章 自然と調和したゆとりある都市づくり（都市整備）



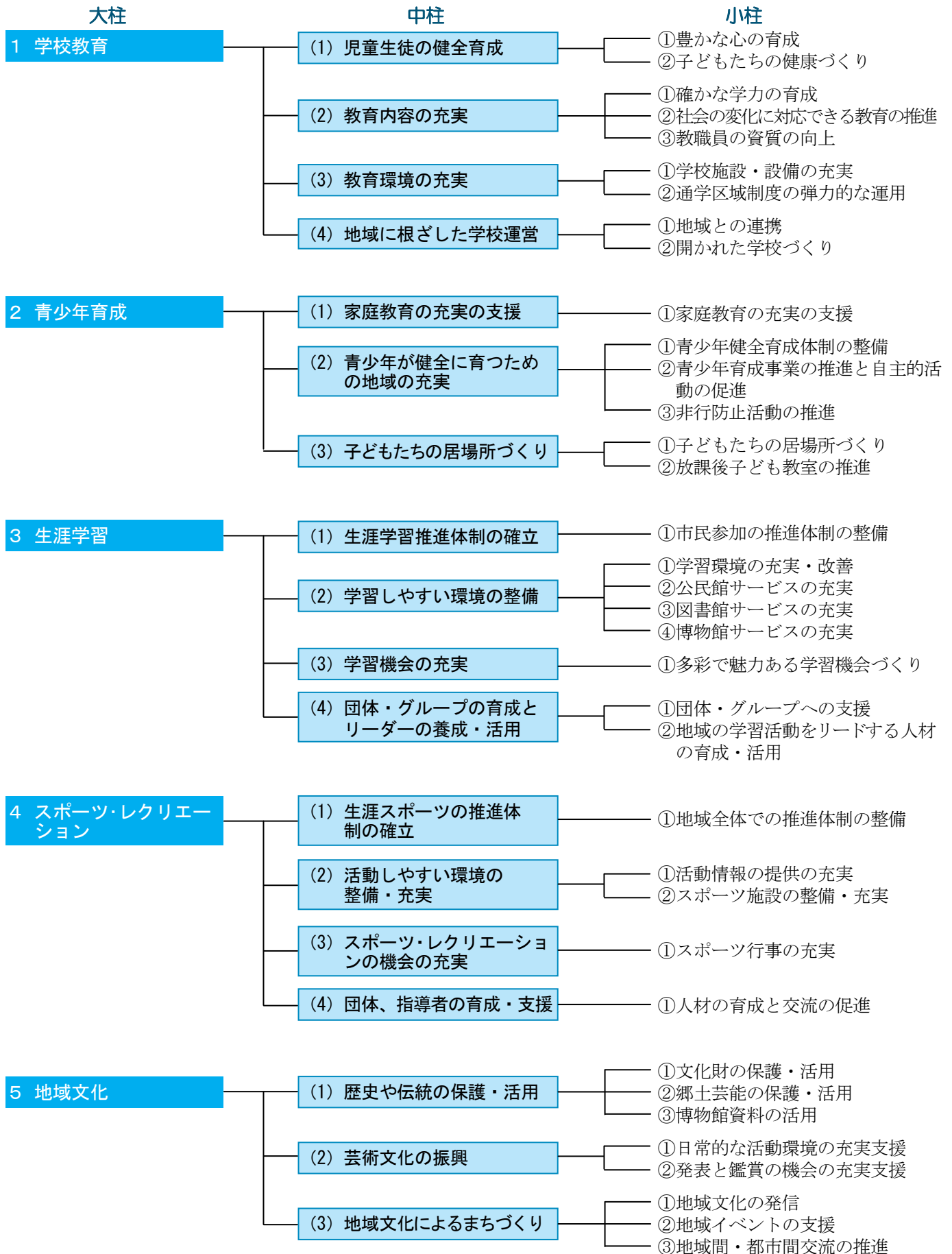
Ⅱ章 安全で快適な生活環境づくり（生活環境）



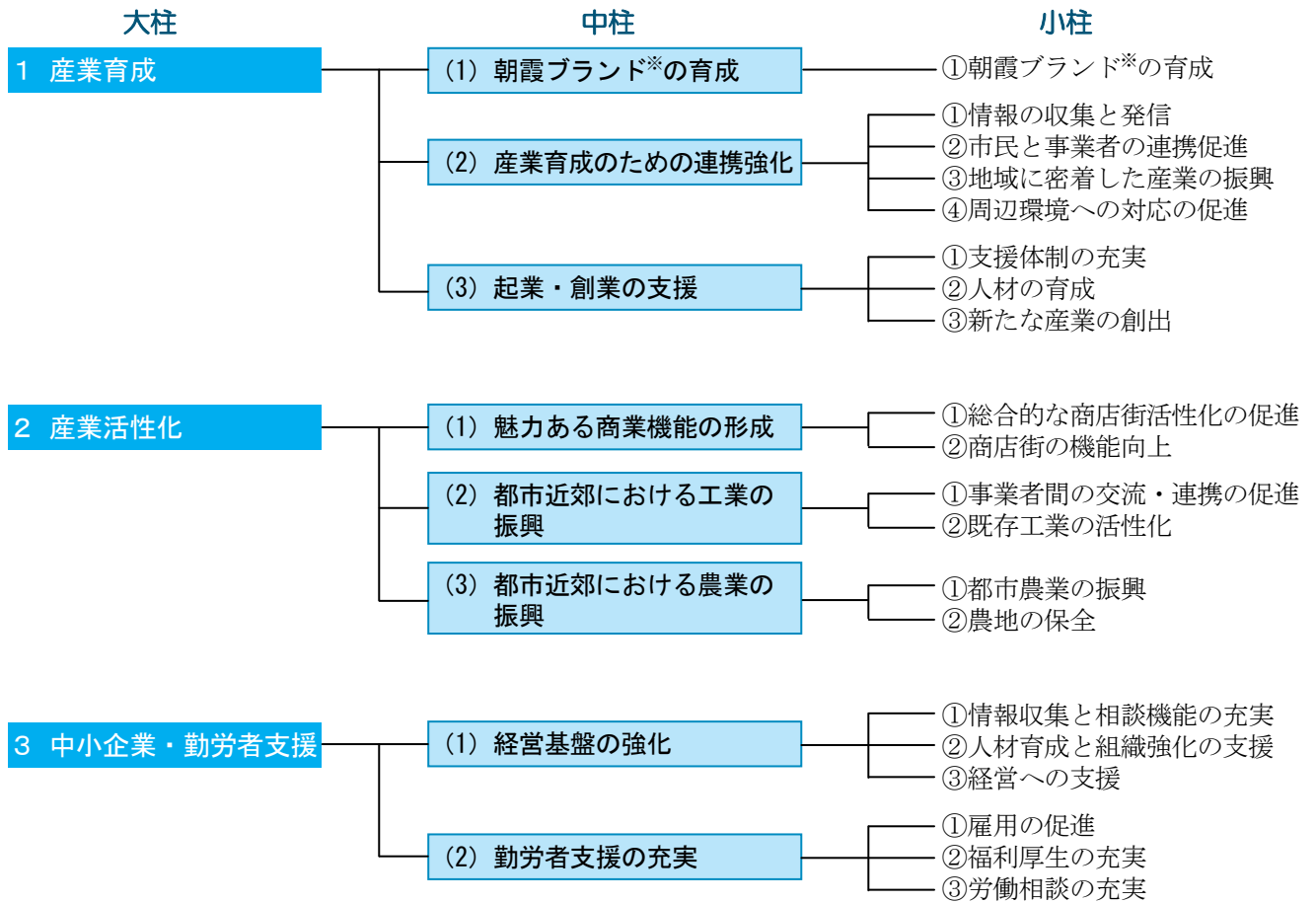
Ⅲ章 みんなで支え合う健やかな社会づくり（福祉・健康づくり）



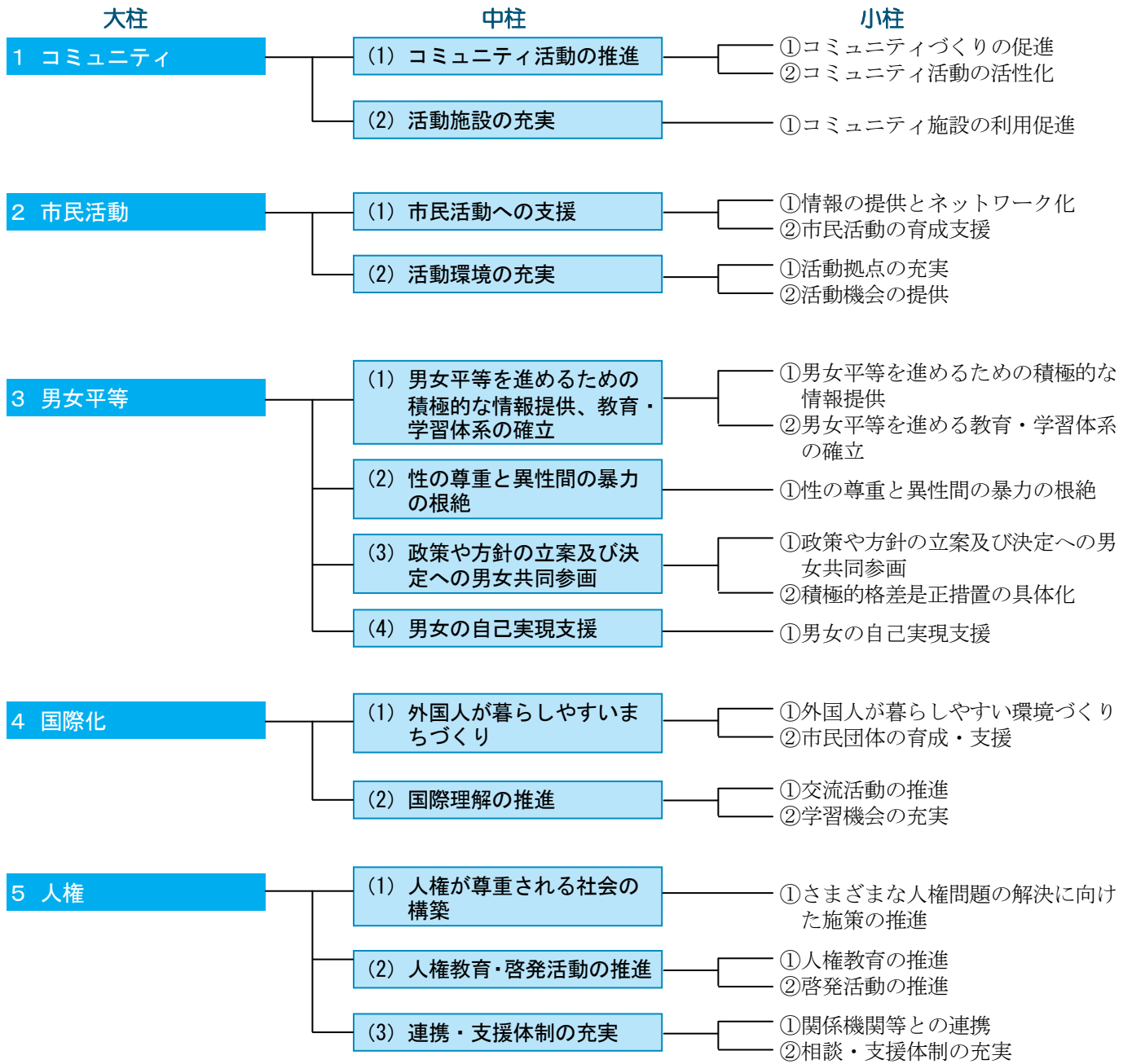
IV章 豊かな心と人間性を育む人づくり（教育・文化）



V章 まちの活力を生み出す産業づくり（産業振興）



Ⅵ章 ふれあいと連帯を広げる地域づくり（交流・コミュニティ）



VII章 構想推進のために

